

令和5年度第1回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会 記録

日時 : 令和5年5月23日
場所 : 都庁第二本庁舎22階22C会議室
出席者 : 【委員】 亀山 章 (委員長)
石飛 博之
篠原 修 (委員長代理、欠席)
知花 武佳
鶴田 由美子
吉田 ゆり子
【助言者】 渋谷 啓一 (文化庁文化財第二課史跡部門主任文化財調査官)
平澤 毅 (文化庁文化財第二課名勝部門主任文化財調査官)
【事務局】 水道局: 経理部
水道局: 浄水部

配付資料 : 第1回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会次第
資料1 史跡玉川上水整備活用計画検討委員会設置要綱
資料2 史跡玉川上水整備活用計画検討委員名簿
資料3 第1回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会 議事資料
第1回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会 議事資料 <参考資料>

討議等の内容 :

1 開会

事務局(用地担当課長) :

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第1回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会を開催いたします。

私は、本委員会の事務局を担当する、水道局経理部用地担当課長の武井と申します。委員長が選出されるまでの間、進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。この度の委員会の設置に当たり、本日お集まりいただきました皆様に委員への就任をお願いしましたところ、御快諾いただき、本日開催の運びとなりました。委員の皆様には、大変お忙しいところ、御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、委嘱状につきましては、本来は水道局長からお一人お一人にお渡しするところではございますが、会の進行上、皆様のお手元にお配りさせていただいております。御了承賜りたく存じます。

次に、お手元の配付資料を確認いたします。

1枚目が「第1回 史跡玉川上水整備活用計画検討委員会次第」。それ以降でございますが、資料1「史跡玉川上水整備活用計画検討委員会設置要綱」、資料2「史跡玉川上水整備活用計画検討委員名簿」、資料3「第1回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会議事資料」、最後に資料3の「参考資料」となっております。

2 水道局長挨拶

事務局(用地担当課長) :

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。初めに、本委員会の開会に際しまして、水道局長の西山から御挨拶を申し上げます。

水道局長：

水道局長の西山でございます。先生方には、日頃から、東京都の水道事業に御理解、御支援を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、本日は、お忙しい中、またお足元の悪い中、当委員会に御出席を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、今から約350年前、江戸市中への給水を目的として造られました玉川上水は、江戸そして東京の発展を支えて、今日に至っております。当時の優れた水利技術を今に伝えてございます。こうしたことから、平成15年に玉川上水は歴史的価値を有する貴重な土木遺産として、国の史跡指定を受けたところでございます。

水道局では、この玉川上水を良好な状態で次の世代に引き継ぐため、特に保全が必要な中流部を対象に史跡玉川上水整備活用計画を策定し、水路や法面の保全、名勝「小金井（サクラ）」の保存、復活などの取組を進めてまいりましたが、ケヤキ等が巨木に成長するとともに、近年、台風による倒木被害の増加、寄生虫により樹木が枯れてしまうナラ枯れなど、新たな課題が発生しております。

このため、史跡玉川上水を将来にわたって適切に管理していくために、計画の改定が必要と考えておりまして、検討に当たりましては、歴史、土木、景観、生物など、様々な分野の知見が必要でございます。委員の皆様方には、それぞれの専門のお立場から忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。史跡玉川上水の歴史的価値、快適な水と緑の空間を後世へ伝えていくため、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局（用地担当課長）：

プレスの方の写真撮影は、ここまでとさせていただきます。

3 委員紹介

事務局（用地担当課長）：

続きまして、本日は初回の委員会でございますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。五十音順での御紹介となりますので、よろしくお願いいたします。

公益財団法人給水工事技術振興財団専務理事の石飛博之委員でございます。

石飛委員：

石飛でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（用地担当課長）：

石飛委員は、水道行政経験者として、水道事業の分野を中心に御活躍されています。

続きまして、東京農工大学名誉教授の亀山章委員でございます。

亀山委員：

亀山です。よろしくお願いいたします。

事務局（用地担当課長）：

亀山委員は、景観生態学の分野が御専門で、玉川上水保存管理計画策定に関する委員会の委員をお務めになられました。

続きまして、東京大学名誉教授の篠原修委員でございます。篠原委員は土木学の分野が御専門で、玉川上水保存管理計画策定に関する委員会の会長をお務めになられました。

なお、篠原委員におかれましては、本日は所用のため御欠席の連絡をいただいております。

続きまして、政策研究大学院大学教授の知花武佳委員でございます。

知花委員：

知花です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（用地担当課長）：

知花委員は、河川工学の分野を中心に御活躍されております。
続きまして、公益財団法人日本自然保護協会参事の鶴田由美子委員でございます。

鶴田委員：

鶴田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（用地担当課長）：

鶴田委員は、生物多様性の分野を中心に御活躍されております。
続きまして、東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授の吉田ゆり子委員でございます。

吉田委員：

吉田でございます。よろしくお願いいたします。

事務局（用地担当課長）：

吉田委員は、歴史学の分野を中心に御活躍されております。

4 文化庁紹介

事務局（用地担当課長）：

また、本日、助言者といたしまして、文化庁からオンラインにて御参加いただいておりますので、御紹介させていただきます。

文化庁文化財第二課史跡部門主任文化財調査官の渋谷啓一様でございます。

文化庁（史跡部門主任文化財調査官）：

渋谷です。よろしくお願いいたします。

事務局（用地担当課長）：

同じく、名勝部門主任文化財調査官の平澤毅様でございます。

文化庁（名勝部門主任文化財調査官）：

平澤です。よろしくお願いいたします。

5 庁内関係局・沿線自治体紹介

事務局（用地担当課長）：

続きまして、玉川上水中流部に関係する庁内関係局及び沿線自治体の関係者の皆様にも、オンラインにて御参加いただいておりますことを御紹介させていただきます。

6 水道局幹部紹介

事務局（用地担当課長）：

続きまして、水道局の幹部職員を御紹介いたします。
経理部長、西川泰永でございます。

事務局（経理部長）：

西川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（用地担当課長）：

浄水部長、橋本英樹でございます。

事務局（浄水部長）：
橋本です。どうぞよろしく申し上げます。

事務局（用地担当課長）：
経理部管理課長、高橋尚之でございます。

事務局（管理課長）：
高橋です。よろしくお願ひいたします。

事務局（用地担当課長）：
浄水部事業推進担当課長、青木祐次でございます。

事務局（事業推進担当課長）：
青木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局（用地担当課長）：
どうぞよろしくお願ひいたします。
なお、大変恐縮ではございますが、水道局長の西山は所用がございますので、ここで退席させていただきます。

水道局長：
失礼いたします。よろしくお願ひいたします。

7 委員会の設置目的、趣旨の説明

事務局（用地担当課長）：
それでは、本委員会の設置目的、趣旨について、経理部長の西川より説明いたします。お手元にお配りしております、資料1「史跡玉川上水整備活用計画検討委員会設置要綱」を御覧ください。

事務局（経理部長）：
経理部長の西川でございます。それでは、お手元でございます設置要綱に基づきまして、委員会の設置目的、趣旨などについて、説明させていただきます。

本委員会は、要綱第1条にございまして、史跡玉川上水整備活用計画について検討するため、玉川上水中流部の具体的な整備活用等に関しまして、学識経験者等の識見と経験から意見・助言を得ることを目的といたしております。

所管事項は、第2条にございまして、史跡玉川上水の保存管理に関する事、史跡玉川上水の整備活用に関する事、その他必要な事項の三つの項目について、委員の皆様から御意見や御助言を頂戴できればと考えております。

最後に、第7条にございまして、会議は原則公開といたしております。会議録及び会議に係る資料についても、原則公開といたします。

ただし、委員長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、その全部または一部を非公開とすることができることといたします。

なお、会議に係る資料及び会議録は、会議終了後に私ども水道局のホームページで公開させていただきます。

以上、簡単ではございますが、設置趣旨等の御説明を終わらせていただきます。

8 委員長互選

事務局（用地担当課長）：

それでは、本委員会の設置要綱の第5条第1項に基づき、委員の互選により委員長を選任させていただきます。

委員の皆様には、事前に御相談させていただきましたとおり、東京農工大学名誉教授の亀山章委員に委員長をお願いしたいと考えておりますが、御異議はございませんでしょうか。

各委員：（「異議なし」の声あり）

事務局（用地担当課長）：

ありがとうございます。異議のないことを確認させていただきました。

それでは、亀山委員に委員長をお願いさせていただきます。亀山委員におかれましては、恐れ入りますが、委員長席の方に御移動いただきますようお願いいたします。

それでは、ここからは進行を亀山委員長をお願いしたいと思います。よろしくようお願いいたします。

亀山委員長：

改めまして、委員長に選出いただきました亀山でございます。よろしくようお願いいたします。

設置要綱の第5条第3項に基づきまして、委員長が委員長代理を指名するということになってございます。これにつきましては、先ほど御紹介いただきました篠原委員を指名させていただきます。よろしくようお願いいたします。

9 議事

亀山委員長：

それでは、次第に従いまして議事に入ります。

初めに事務局から、「史跡玉川上水整備活用計画」概要、施策の取組状況、現状計画改定の方角性の三つについて、御説明をお願いいたします。よろしくようお願いいたします。

事務局（用地担当課長）：

それでは、事務局から資料の説明をさせていただきます。

資料は、「史跡玉川上水整備活用計画」概要、施策の取組状況と現状、計画改定の方角性の3項目で構成されています。

それでは、「史跡玉川上水整備活用計画」概要から、順に御説明いたします。

1ページを御覧ください。このスライドは、玉川上水の沿革についての説明です。

玉川上水は、江戸時代の承応3年、江戸市中への給水を目的として造られた上水であり、玉川中流の羽村取水口から四谷大木戸までの約43キロメートルは素掘りの開渠、江戸市中は暗渠でした。

現在も、羽村取水口から小平監視所までの上流部は水道施設として機能しており、都民生活を支えています。

一方、小平監視所から下流は、昭和40年、淀橋浄水場の廃止に伴って水道原水導水路としての機能が失われ、通水も途絶えましたが、昭和61年から清流復活事業が実施され、身近な水と緑の空間として、広く都民に親しまれております。

その後、平成15年に竣工350年を迎えた玉川上水は、江戸、東京の発展を支えた歴史的価値を有する貴重な土木遺産として、開渠区間約30キロメートルが国の史跡に指定されました。

玉川上水が国の史跡に指定されたことに伴い、当局において、平成19年に史跡玉川上水保存管理計画書を、そして平成21年に史跡玉川上水整備活用計画を策定したところでございます。参考資料の1ページに年表を添付いたしましたので、併せて御参照いただけたらと思います。

続きまして、2ページを御覧ください。2ページは、玉川上水の保存管理に係る計画の体系です。

平成 15 年 8 月の史跡指定を受けて、平成 19 年 3 月、羽村取水口から四谷大木戸までの約 43 キロメートルを対象に、玉川上水を適切に保存し、後世に継承していくための指針として、史跡玉川上水保存管理計画書を策定いたしました。

また、平成 21 年 8 月には、保存管理計画書に基づき、素掘りの開渠が多く残り、全体にわたり多くの箇所では崩壊の危険性がある、小平監視所から浅間橋までの約 18 キロメートルの玉川上水中流部を対象区間として、水路の保全やヤマザクラ並木の復活、史跡を積極的に公開するための施策等について、今後、東京都水道局が関係機関等と連携して取り組むべき施策をまとめた史跡玉川上水整備活用計画を策定いたしました。

なお、整備活用計画の計画期間は、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間としておりましたが、令和 2 年度から当面の間、計画期間を延長しており、現在も、この計画に基づき施策を進めているところでございます。

続きまして、3 ページを御覧ください。史跡及び名勝指定の概要について御説明いたします。

ここでは、指定範囲の概要について説明いたします。

羽村取水口から四谷大木戸までの約 43 キロメートルのうち、開渠の区間約 30 キロメートルが国の史跡に指定されております。

また、図のピンク色の部分、小川水衛所跡から境橋までの約 6 キロメートルが名勝「小金井(サクラ)」に指定されております。

続いて、4 ページを御覧ください。

史跡指定に係る範囲は、左側の断面図のとおり、玉川上水の水路を挟んだフェンスの内側となっております。

また、名勝「小金井(サクラ)」の区間は、右側の断面図のとおり、名勝指定範囲を含めて史跡指定の範囲となっております。

次に、5 ページを御覧ください。これは、玉川上水の特徴及び現況を踏まえた、玉川上水の価値をお示しした資料です。

玉川上水は、江戸そして東京の都市機能を支え続けてきた重要なインフラであり、かつ、素掘りの開渠部分が現存するなど、近世の優れた水利技術が今も生き続ける土木施設・遺構としての価値がございます。

そして、導水路維持のために管理されてきた水路沿いの堤は、近世に植栽されたヤマザクラの並木なども含め、現代では、地域と共存してきた水と緑の空間としての価値を有してございます。

続いて、6 ページを御覧ください。この資料は、保存管理の基本的な考え方をまとめたものです。

平成 19 年に策定した保存管理計画書では、史跡玉川上水と名勝「小金井(サクラ)」を中心に保存し、適切な管理を行うため、保存管理の目標を定めるとともに、現状維持を基本として、史跡としての適切な保存を図ることを基本的な考えとして、土木施設・遺構の保存管理、環境の保全、土木施設・遺構の公開・活用の三つの項目に分けて、保存管理の考え方を整理しております。

また、保存管理計画書では、区間ごとの具体的な保存管理の方法についても整理しております。参考資料の 3 ページ、4 ページに添付してございますので、併せて御参照ください。

次に、7 ページを御覧ください。この資料は、平成 21 年 8 月に策定した整備活用計画の基本的な考え方を示したものです。

先ほどの説明の繰り返しとなりますが、史跡玉川上水整備活用計画は、保存管理計画書に基づき、小平監視所から浅間橋までの約 18 キロメートルの玉川上水中流部における具体的な整備活用施策を明らかにしたものです。

参考資料の 5 ページに、保存管理計画書で設定した整備活用の基本方針及び方法について添付しておりますので、併せて御参照ください。

次に、8 ページを御覧ください。こちらは、整備活用計画の施策の体系をまとめたものです。整備活用計画では、水路・法面の崩壊や、高木の被圧によるサクラの樹勢の低下などの課題に対し、玉川上水の現状を踏まえ、史跡を良好な形で保存するための保存整備、史跡を積極的に公開していくための活用整備、地元や関係機関との連携強化などのその他の取組に分けて、体系的に整理しております。

続いて、施策の取組状況と現状に入ります。今、御説明いたしました、整備活用計画の施策の体系ごとに、それぞれの取組状況と現状を御説明いたします。

まず、9ページを御覧ください。これは、保存整備における水路・法面の保全の取組状況についての資料です。

素掘りの開渠が残る玉川上水中流部では、全体にわたり、霜崩れや乾燥剥離によってオーバーハング状や直壁状の法面となっていたり、さらには水路周辺からの雨水流入によって浸食を受けている箇所が見られます。こうした箇所は、法面・法肩のケヤキ等の巨木やフェンスが法面等の崩壊に伴って倒れ、緑道等の利用者や周辺の民家に影響を及ぼすおそれがあるところがございます。

このため、樹木対策といたしまして、法面・法肩の崩壊に伴い倒壊するおそれの高い樹木の伐採や剪定を実施いたしました。

また、法面保護工としては、素掘りの水路としての遺構の景観を保存し、かつ水路法面の安定化を図る工法として、木柵工や連続繊維補強土工による対策を実施いたしました。

樹木対策や法面保護工につきましては、平成25年度までに35か所で整備を完了させ、以降、令和4年度までに新たに対策が必要となった36か所についても、整備を完了させました。

さらに、樹木対策や法面保護工を行った箇所では、新たに樹木が巨木化しないよう、剪定や伐採を実施してまいりました。

ここからは、水路・法面の保全の現状をまとめた資料となります。

10ページを御覧ください。

近年、勢力の強い台風による倒木や幹折れ被害の増加、ナラ枯れと呼ばれる、カシノナガキクイムシによる樹木の枯死の拡大などが生じております。

特に、平成30年の台風24号では、強風により多くの倒木が発生しました。この台風では、倒木による法面への影響が出ただけでなく、倒木による停電の発生や枝折れによる民家の柵の損傷など、多くの被害が発生しました。

近年発生しているこれらの課題への対応も必要となっています。

11ページは、昨年度実施した、護岸・法面崩落危険箇所調査の結果をお示しした資料でございます。

水路に立ち入り法面の状況を調査したところ、中流部全域において様々なタイプの法面の崩落を確認したところです。

スライドの写真是、今回の調査で確認ができた法面の崩落の状況です。

また、法面崩落が顕著な箇所が15か所確認されており、これらの箇所については、喫緊の対策、整備が必要であると考えております。

護岸・法面崩落危険箇所調査の結果につきましては、参考資料の9ページから12ページに法面形態の分布図と、護岸の損傷状況をまとめておりますので、併せて御参照いただけたらと思います。

続きまして、資料12ページでございます。12ページは、昨年度実施した毎木調査の結果をお示したものでございます。胸高直径10センチ以上の全樹木、約9,000本を対象に、樹種、樹高、健全度について調査を行いました。

調査の結果、樹高20メートルを超えるケヤキ等の高木が全体の約10%存在することを確認できました。また、胸高直径の分布状況については、平成19年度の調査結果と比較して、コナラ、クヌギ等の樹種を中心に胸高直径が大きくなっている傾向が見られ、巨木化していると考えられます。

樹木医による樹勢評価では、B2の「著しい被害が見られる」とCの「不健全」を合わせた、何らかの処置が必要な状態の樹木が、全体の約3%存在することが確認できました。

毎木調査につきましては、参考資料の13ページから22ページに、樹種構成、樹勢評価、樹高や胸高直径の分布について、中流部を5つの区間に分けましてまとめておりますので、併せて御参照ください。

それでは、資料に戻らせていただきます。続きまして、13ページでございます。13ページは、保存整備におけるヤマザクラ並木の保存の取組状況です。

サクラの成育が比較的良好な箇所である、新小金井橋から関野橋までの約640メートルの区間についてはモデル区間として設定し、地元自治体と協働して、平成24年度までにヤマザクラを被圧する樹木の剪定・伐採等を行った上でヤマザクラの補植を行い、それ以降は草刈り等の植生管理を実施しております。

また、モデル区間を除く名勝指定区間については、モデル区間の整備の検証を踏まえつつ、名勝「小金井（サクラ）」の管理者である東京都教育庁や地元自治体等と連携し、小金井市域を中心に、被圧樹木への対処やヤマザクラの補植適地の提供を行ってまいりました。

続きまして、14 ページでございます。14 ページは、ヤマザクラ並木の保存の現状です。

ヤマザクラ周辺のサクラの生育に影響を与える被圧樹木の剪定・伐採が進まず、日照条件が改善できないことで、サクラの樹勢への影響が懸念されております。

また、樹木への剪定・伐採、植生管理に当たっては、「名勝に指定された当時のサクラ並木の姿を保存すべき」、「サクラを被圧していない、サクラ以外の樹木、緑は残すべき」、「サクラの周辺は、低木や草地として管理するのがよい」など、地域の方々からは様々な視点からの意見や要望をいただいております。

続きまして、活用整備の取組状況について、御説明させていただきます。

資料 15 ページを御覧ください。15 ページは、ハード面の施策の取組状況をまとめた資料です。

玉川上水を積極的に見て理解していただくための施策として、緑道沿いや水路内の中低木の剪定・伐採による眺望の確保、小川水衛所跡及び境水衛所跡における安全快適な通行路の整備、中流部の7か所における、史跡玉川上水の説明板の設置などの取組を実施してまいりました。ハード面の取組の実施例、実施箇所については、参考資料の8ページにまとめておりますので、併せて御参照いただけたらと思います。

続きまして、資料 16 ページを御覧ください。16 ページは、ソフト面の施策の取組状況をまとめたものです。

玉川上水に対する理解を深め、親しんでいただくため、既存施設や広報媒体など、多様な情報を結びつけるとともに、他の関係機関と連携し、情報提供とPR活動の充実を図ってきたところです。

続きまして、17 ページでございます。17 ページは、活用整備の現状です。

設置した説明板の更新やホームページで発信する情報のアップデートやコンテンツの充実などについて、取り組んでいく必要があると認識しております。

また、フェンスデザインの統一など、関係機関との連携により進める施策については、継続的な働きかけが必要だと認識しております。

続きまして、18 ページでございます。18 ページは地元や関係機関との連携強化などといった、その他の取組について、取組状況をお示しした資料でございます。

玉川上水の保存整備や活用整備を行うに当たり、地元住民・団体や関係機関との連携を円滑に進めるため、中流部沿線の区市において、エリア別に年1回、史跡玉川上水作業説明会を開催しております。

伐採木の有効利用として、伐採木で案内板を作製し、フェンスに設置しております。また、地域の方々と連携して、希少な植物が生育する場所では、草刈り作業時に一部を刈らないよう、可能な限り対応をしております。

最後に、計画改定の方向性について、御説明させていただきます。

資料の19 ページを御覧いただけたらと思います。19 ページは、今回の計画改定の背景や目的、検討の前提条件についてまとめた資料でございます。

水道局では、史跡玉川上水を良好な状態で次世代に引き継ぐため、整備活用計画に基づき施策を進めてまいりました。水路や法面の保全、名勝「小金井（サクラ）」の保存・復活などの取組については、今後も継続していく必要があると認識しております。

加えまして、ケヤキ等が巨木に成長するとともに、近年、台風による倒木被害の増加やナラ枯れなど、新たな課題が発生していることから、これまでの取組を検証した上で、整備活用計画の改定を検討していくことといたしました。

今回の整備活用計画の改定検討に当たりまして、計画策定の目的や、小平監視所から浅間橋までの約18キロメートルの玉川上水中流部を対象範囲とすることについては、現在の整備活用計画を継承するという考えでございます。計画期間は、令和6年度中から令和15年度までのおおむね10年間といたします。

続きまして、検討を進めるに当たり、前提となる条件をお示しいたします。

水質及び水量については、現状維持といたします。

水路及び法面については、法面の崩落危険箇所が確認され、喫緊の対策、整備が必要であることから、引き続き、活用整備だけではなく、保存整備も実施することといたします。

樹木につきましては、玉川上水は地域に親しまれる緑の空間であることなどを考慮いたしまして、伐採が必要な場合を除き、史跡・名勝と緑との調和を図ることといたします。その他の項目といたしましては、施策の推進に当たっては、関係機関や地元自治体等との協働を進めることといたします。

この枠組を基本に、御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。続きまして、20 ページでございます。委員会における、検討スケジュールの予定をお示したものでございます。

第2回委員会以降では、保存整備や植生管理の進め方や、保存整備施策、活用整備施策の検討、計画改定原案の検討を行っていくことを予定しております。

その後、令和6年にパブリックコメントを行った上で、計画改定案の検討を行う委員会を開催したいと考えております。

今後の委員会の具体的な開催日程につきましては、決まり次第、お知らせさせていただきます。資料下段の調査結果報告につきましては、次ページの資料を使って、御説明いたします。

21 ページを御覧いただけたらと思います。21 ページは、玉川上水中流部を対象に実施している現況調査についてお示した資料です。

本日の第1回委員会では、先に御説明させていただきましたとおり、法面崩落危険箇所調査と毎木調査の結果について報告いたしました。

横断測量調査、植物調査、その他生物調査の結果につきましては、調査結果等がまとまり次第、順次、今後の委員会で報告いたします。

続きまして、22 ページを御覧いただけたらと思います。22 ページは、これまでの施策の取組状況を踏まえた課題や新たに発生した課題について、論点としてまとめた資料でございます。4つの事項に分け、それぞれ課題として考えている内容を記載いたしました。

まず、水路・法面の保全については、法面の崩落危険箇所への法面補修や雨水流入対策などの喫緊の対応や、将来にわたり現状の水路機能を維持するための樹木対策などの対策が、課題であると考えております。

続きまして、小金井サクラの保存につきましては、サクラを被圧する樹木への対応や、モデル区間の適切な維持管理をするための対応が、課題であると考えております。

また、植生管理につきましては、台風被害やナラ枯れ等の近年の状況を踏まえた樹木管理や、生物多様性に配慮した植生管理の考え方が、課題であると考えております。

活用整備につきましては、説明板などの更新、内容の充実、地元自治体との連携及びPR活動の継続が課題であると考えております。

検討の進め方でございますが、保存整備の施策に直接的に関わる水路・法面の保全や、小金井サクラの保存の課題への対応について検討を進めた上で、植生管理や活用整備の課題への対応について検討を進めていきたいと考えてございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

10 意見交換

亀山委員長：

ありがとうございました。

大変長く御説明いただきましたが、先ほどお話ししましたように三つの部分に分かれるかと思っておりますので、三つの項目ごとに御議論いただきたいと思っております。

最初が、1 ページから8 ページまでの「史跡玉川上水整備活用計画」概要についてでございます。次が、9 ページから18 ページまでの施策の取組状況と現状でございます。最後に、19 ページから22 ページまでの計画改定の方向性について、御意見をいただきたいと思っております。

最初に、1 ページから8 ページまでの「史跡玉川上水整備活用計画」概要につきまして、質問、あるいは御意見等ございましたら、発言をお願いいたします。発言される場合は、挙手をさせていただきますようお願いいたします。

なお、オンラインで参加されている文化庁の皆さんは、発言の際、こちらが指名するまでマイクをオフのままにしておいていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1 ページから8 ページまで、1 ページの左上に、1 「史跡玉川上水整備活用計画」概要と書いてございますが、この部分につきまして、8 ページまでの御質問等ございましたら、

よろしくお願ひいたします。どなたからでも結構でございます。場所もどこでも結構でございますので、気づいた点について御質問いただければよろしいかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

私からですが、一つ確認させていただきたいのが、4ページにあります断面図ですけれども、左側の史跡指定に係る範囲は、フェンスの中側だけが史跡指定範囲になっていて、右側の史跡・名勝指定に係る範囲についてはフェンスを含めた全てなのですね。これは史実としては、水路を掘ったときの掘り上げた土砂でもって、例えば、左側の史跡指定の範囲の緑道等の部分は当然掘り上げた土でもって造っている道だから、構造物としてはここまでが土木構造物ですよ。そうすると、ここまでが土木構造物なはずなのに、史跡からここを外しているのですね。というところが私は分からなくて、これは全部そもそも史跡的な価値がある場所なのに、何でこのとき入れなかったのかなというのをお聞きしたいのです。これは事実としてそうなのですか。

事務局（経理部長）：

こちらの図面なのですけれども、実は、史跡玉川上水保存管理計画書、この整備活用計画書の親といいますか、基になっている計画を策定するときの図から引用しておりまして、なぜこうなっているのかという理由はつまびらかではないのですけれども、史跡の指定範囲としてはこういうものだと聞いております。

説明になっていなくて申し訳ないのですけれども、史跡の範囲としては、フェンスの内側と認識をしているところでございます。

亀山委員長：

名勝になっていない区間については、フェンスの内側だけが史跡。これ全部なのですね。

事務局（経理部長）：

そうです。そのため、名勝とそうでないところで史跡の幅が違うという格好になってございます。

亀山委員長：

教育庁にお伺ひします。これは本当にこういうふうに解釈していいのですか。何かおかしくないですか。つまり、この史跡の指定をしているところについて、緑道等のような土木構造物として掘り上げた土を盛っているやつが史跡でないというのは、いきなり何か細かい話で恐縮なのですけれども。

教育庁：

今の御質問なのですけれども、確かにおっしゃるように、史跡の範囲としましては、原則的にフェンスの内側と認識しておりまして、名勝の範囲については、法面からその緑道の範囲と認識しております。ただ、両脇の掘り上げた土を上置いてということがございますので、史跡の指定の近接地として、緑道等のところは注意を要する範囲という認識でございます。

亀山委員長：

分かりました。では、この図でよろしいというのも変ですが、よろしいですね。

このフェンスはどういう根拠でフェンスに。つまり、人が落ちないようにフェンスをしたのでしょうけれども、歴史的な根拠というか、何かそういうものがあってのフェンスなのですか。

事務局（経理部長）：

今の御質問は、どうして、ここにフェンスが置かれているかということでしょうか。

亀山委員長：

なぜフェンスがあって、なぜフェンスの内側が史跡で外側は史跡でないのかということに対して、ちょっとこだわっているわけで。何か変でしたら、全部史跡にしまえばいいのにと、それだけのことなのですけれども。

事務局（経理部長）：

史跡がなぜこの範囲が指定されたかについては、持ち帰らせてください。これですと私どもは認識していましたので、なぜこの範囲かというのは、今、この場では資料もございませんので、一回持ち帰って調べさせてください。

亀山委員長：

樹木の管理や何かをするときに、伐採して根を傷めるとか何かといったときに、史跡の範囲の中か外かというのは割と大事なことになると思ったので、確認をしておきたかったということでございますので、よろしく願いいたします。

では、鶴田委員、どうぞ。

鶴田委員：

併せて、そこが史跡に含まれているか否かによらず、この史跡玉川上水整備活用計画としては、このフェンスの外の緑道等も計画検討の対象になっているという認識でよろしいですか。

事務局（用地担当課長）：

それでは、お答えさせていただきます。

今回の整備活用計画では、名勝区間は除きますけれども、それ以外の区間についてはフェンスの外側は対象ではございません。水道局が策定する計画でございますので、水道局が整備できる、管理している範囲が対象でございます。

鶴田委員：

今、現状として、そのフェンスの外の立木というのは、水道局で管理もされている？

事務局（用地担当課長）：

そこについては、管理しておりません。道路管理者ですとか、緑道管理者の管理する範囲でございます。

鶴田委員：

伐採とか枝下ろしとかをするのは水道局ではなくて、例えば、建設局とか地元自治体がやられていると。

事務局（用地担当課長）：

おっしゃるとおりでございます。

鶴田委員：

分かりました。

亀山委員長：

よろしいですか。では、どうぞ。

吉田委員：

二つありますが、一つは、今、持ち帰って調べていただくときに、そのフェンスが史跡指定の後につけられていたのか。つまり、活用整備などの活用のための配慮で、つけていった区間があるのか、あるいはそれ以前からあるのかというのを、地区ごとに違うと思うのですけれども、それも併せて情報をいただきたいと思います。お願いいたします。

事務局（経理部長）：

かしこまりました。

吉田委員：

もう一つは、これはまだ後の議論になるかと思うのですが、今、議論になっている緑道の部分が、私も実はすごく気になっております。管理の対象範囲ではないかもしれないのですが、玉川上水と一体となっているということと、それから史跡の考え方としても、世界遺産的な考え方ですが、バッファゾーン的なところの環境を守るということも併せて考えなければ、単に線引きしたところだけではなかなか維持管理は難しいということもあります。直接水道局で手が下せない場所ということは分かっておりますけれども、関係部局と協力しながら、この会議で議論する整備活用計画ではそこを意識していただきたいと思いますが、これは要望になります。

事務局（経理部長）：

ありがとうございます。

亀山委員長：

ありがとうございました。

鶴田委員：

すみません。追加でもう1点。

亀山委員長：

どうぞ。

鶴田委員：

今の吉田先生の御意見に全く賛同なのですが、建設局で令和4年3月に玉川上水緑道マネジメントプランというのを出されていて、今はそのマネジメントプランは、都立公園パークマネジメントのものを基本とされているところなのですが、その新たな都立公園の整備と管理のあり方についてというのも、今、ちょうど中間のまとめについてパブコメがかかっている、6月答申のところなのですね。

それを基に、玉川上水緑道マネジメントプランが考えられるということ踏まえると、そういった建設局の緑道の管理の方針、例えば、緑施策とか生物多様性への配慮というのは、こちらも資料として認識をしていきたいなと思いますので、ぜひ共有いただければと思います。

亀山委員長：

ありがとうございました。

さらにこだわって恐縮なのですが、ここの土地は、この緑道も含めた全部が玉川上水の上水路の用地ですよ。そうやって考えると、この玉川上水の史跡指定の範囲が非常に狭くておかしいと思うので、史跡指定を広げることは全くできないことではありませぬので、ぜひこれは広げた方がいいのではないかと。その方がまともに玉川上水を見ることができるよう。便宜的に作ったフェンスの内側だけが史跡範囲だという考え方をしないで、将来的に世界遺産などを考えるのであれば、今、水道局が持っている、もともとの水道の用地であった部分は、全部史跡指定した方がいいとも思いますので、その辺を含めて検討なさった方がいいのではないかと。文化財指定を後から拡張することは、幾らでもできることですので、その方が世界遺産を目指すようなときにはよいのではないかと。思いました。

事務局（経理部長）：

いずれにいたしましても、今の区間になぜなっているのかということ、一回きちんと調べたいと思いますので、よろしくお願ひします。

亀山委員長：

初めから難題を持ち出してしまいまして申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。そのほか、いかがでしょうか。

知花委員：

私もここは事前に伺っていましたが、やっぱり難しいなど。
今のことでもう一個だけ確認ですが、さっき「フェンスの外が対象だけれども名勝指定区間は除く」とおっしゃった気がします。名勝指定区間は緑道も対象なのですか。

事務局（経理部長）：

説明の仕方がよくなくて、申し訳ございません。図にございますように、名勝区間については緑道も含めて史跡の指定範囲に入っております。左側の図は名勝区間ではないところ。ここはフェンスの内側が、史跡の指定区間という形になってございます。

知花委員：

今回の議論の対象は、水道局管理の、フェンスの内側なのですか。

事務局（経理部長）：

今回御議論いただきますのは、史跡の指定範囲についての管理でございます。史跡として指定された範囲の整備活用計画でございます。

知花委員：

事前のときに勘違いした。そうすると、フェンスは話に入るのですか。私、フェンスは今回の対象外だと思っていたのですけれども。

事務局（経理部長）：

いわゆる物としてのフェンスそのものは、入りません。フェンス自体は、史跡ではございません。左の図でいえば、フェンスの内側の土木構造物が史跡に指定されていますので、その部分が議論の対象ということになります。

知花委員：

そのフェンスの下が崩れているのをどうするかは今回の対象だけれども、フェンスの色をどうするかみたいなのは、対象外？

事務局（経理部長）：

厳密に史跡として指定されたものだけが議論されるのかということだと、若干、そこは幅がありまして、例えば、史跡の横にあるフェンスの色というのは、史跡を見る上で人の気持ちにも影響を与えますし、重要な要素ですので、もちろんそういう議論を一切しないということではございませんので、フェンスの高さであるとか、色であるとか、構造であるとか、そういうものについては今の計画でも実際触れていますので、その辺は御議論いただければと考えております。

知花委員：

分かりました。ただ、管理は建設局なので、建設局にそれを訴えていくというような形になるわけですね。

事務局（経理部長）：

そういうことでございます。

知花委員：

分かりました。ありがとうございます。
前から気になっていることと最近知ったこともあるのですけれども、いつの時点を目標にするのかというのがやっぱりちょっと分からなくて。
ところどころに素掘り開渠の状況が残存というのが書いてありますけれども、私も、これは掘ったままの形が残っているからこれを維持するというスタンスだと思ったのですけれども、昨日、たまたまこの話をしていたら、今の水路床というのが、掘ったときから2～3メートル下がっているのだそうですね。すなわち、断面形というのは刻々と変わっていて、何も川岸が削れている

ところだけが最近の変化というわけではなくて、何なら掘ったときと、江戸末期、明治維新の頃でも断面形は変わっていますし、それとまた今が全然違うということを考えると、どの時点に戻すのかとかという議論がないと、何は残して何は補修するのかというのが、曖昧になる気がするのですよね。

水量も、私は流量がずっと一定で下流まで行っているのかと思ったら、「下流の方は水が流れていないよ」という話も聞きます。一見すると残っているものと残っていないものがあるような書き方に見えるのですけれども、多分残っているものというのではなくて、どんどん変化しているものなので、その議論はしないと、何を指すのかというのがちょっと曖昧になるかなという気がしました。

亀山委員長：

ありがとうございました。

今の、この断面というのは、継続的に調査されているわけではなさそうですね、例えば、明治の初め頃に水道事業を東京市がやるときに、きちんと測量をしてみたとか、何かそういうようなものはあるのですか。今、水路の底面が下がっているとおっしゃられましたけれども、そういうことを裏づけるような資料というものはあるものなのでしょうか。というのは、法面の崩落にも関係するので、そういった断面がどういうふうに移り変わってきているのかということは知っておけるといいなと思ったものですから。

事務局（経理部長）：

御指摘の資料については、以前、この保存管理計画書のときも、そういう御議論があったかと記憶しているのですけれども、例えば、江戸時代のときの断面がそもそもどうだったのかとか、その辺はなかなかその当時の断面を残した資料というものは見当たらなかったということでございまして、そういう意味で申し上げますと、そもそもどんな形だったのかというのを正確に、今、知ることは難しいような状況ではございます。

近年は、それでも、多分、ここ10年ぐらいの間だと思いますけれども、5年に一回ぐらいは断面の調査はしておりますけれども、そもそもどういう形だったかというのは、なかなか分かりづらいというのが現状でございます。

知花委員：

多分、これは研究成果だと思うのですが、玉川上水の断面変化の図をもらいました。多分、推定なのです。上下流とか周辺の状況から察するに、江戸時代はこれぐらいだったという論文はあるみたいです。

亀山委員長：

でも、都庁には「東京市史稿」という膨大な史料がありますし、あそこに水道篇があるわけですから、誰か見たらいいのに。見た人はいるのですかね。膨大な史料は、あることはあるのですよね。あれを見たら何か分かるかなというところはちょっと気になりました。

鶴田委員：

ちなみに、その5年に一度ぐらいの河床の調査で、下がる傾向というのは現況として見られてはいますか。

事務局（経理部長）：

下がるというのは、底がだんだん削れて下がっているということでしょうか。

鶴田委員：

はい。

事務局（経理部長）：

今、手元に資料がないのであれなのですけれども、オーバーハング状に削れているとか、崩れてきているというのが分かる場所はあるのですけれども、底自体が下がっているかどうかとい

うのは、断面は取っているのですけれども、必ずしも明らかではなかったように記憶をしています。

吉田委員：

江戸時代は、それを用水路として使って、分水して新田に流していたということもあって、しゅんせつをしていたり、きちんと維持管理されていると思います。水路の底とか法面の崩落は、かなり自然のものとしてあると思うのですけれども、そういう発掘的な形状の確認というのは、史跡指定の前後辺りでなさっているのでしょうか。これは文化財系の話だと思うのですけれども、教育庁で何かお分かりになるかどうか。発掘調査のようなものが、何か行われた形跡があるかということですが。

教育庁：

断面の発掘調査等は、こちらではないように思います。堤の方は、いくつか施工計画があるときに、試掘等は行っています。場所によります。ちょっと長いので、計画を立ててずっとというわけではなく、何かあったときに試掘をさせてもらっているという状況です。

吉田委員：

もしよろしければ、その成果も一度共有していただけるとありがたいです。一部であっても、お願いいたします。

教育庁：

分かりました。

亀山委員長：

ありがとうございました。

本当に不思議なのですね。だって、素掘りで掘っただけで、300年以上もすごい勢いで水が流れているのに底が削られていないというのも、だとしても不思議だけれども、ことによると削られていないのかもしれないけれども、ものすごく不思議な土木構造物だという感じはするのですよね。

鶴田委員：

同じように基礎資料では、今、いろいろ巨木化が進むようなところが見られるということですが、最初の保存管理計画書の6ページですと、昭和30年頃の新小金井橋付近の写真などが出ていて、サクラ並木として維持されているお写真があるのですけれども、今のモデル区間以外の範囲が、かなり樹木が密集したような状況になったのはいつ頃からなのか、などは分かりませんでしょうか。つまり、通水をしているときとそうでない期間が、しばらく間があったかと思うのですが、両側の法面の管理がどのようにされてきたかという経緯の資料とか、「この頃はこういう状態だ」みたいなものが分かるものがありましたら、それも委員会で共有していただきたいです。先ほど知花先生がおっしゃったように、どの時点のどういう状態を目指すのかというのを決めるためにも、そういった資料が必要だと思います。

事務局（経理部長）：

今の先生の問題意識としては、過去に遡れば遡るほどよいというイメージでしょうか。それとも、通水が終わった昭和40年に小平監視所以下は通水を止めたのですけれども、それ以降の変遷というイメージでしょうか。

鶴田委員：

一定に通水している間というのは、かなり強い管理をしていたと思うのですね、水を使うという意味で。そこから、多分、水が止まった段階で、管理もかなり手薄になっていったのかなという気がしますので、主に知りたいのは昭和40年頃、水が止まった後、どのような管理が決まったか。

事務局（経理部長）：

どの程度の資料が残されているか、今、定かではないですけれども、調べて御用意させていただければと思います。

亀山委員長：

少なくとも通水しているときには、法面には木なんか生えていない。全然生えていませんよね。だから、木が生えているのは、それ以降に生えてきたと考えればいいわけですよ。そのぐらいのことは分かるのですけれども、それ以上のことが何かお持ちかどうかですよ。ありがとうございます。よろしくお願いします。

石飛委員：

話題が変わりますけれども、名勝の「小金井（サクラ）」について、ちょっと素朴な質問なのですけれども、この名勝の区間は、別に小金井市だけではなくて小平市も入るのですけれども、この名前がついたというのは、最初の三好さんという方でしょうか。その方が、小金井という名前を前面に出したからそういう名前になっているのかという、その経緯がもし分かれば教えていただきたい。

なぜそう言うかという、この前見学させていただいて、小金井市の市民の方々と、隣接する小平市等の市民の方々の受け止め方が全く違うというのには、なかなか合意形成が難しい、さらにはこの整備が思うように進んでいないことにあるのではないかなと思って。この名勝の名称がどういうふうに決まったかというのが分かれば教えていただきたいということと、それから、名勝の名前が「小金井（サクラ）」となっているのもちょっと珍しいのではないかなと思ったのですけれども。指定の事由のところを見ると、名勝の部第3の「著名なる果樹、花、木がある」と書いてあるので、この名勝の主役はサクラであるということは分かるのですけれども、それが「（サクラ）」になっているというのは、何か分かれば教えていただきたいと思います。以上です。

事務局（経理部長）：

御質問は、大変基本的なことなのに申し訳ないのですけれども、指定が今から100年ぐらい前のことですので、一回持ち帰らせていただいてもよろしいでしょうか。申し訳ございません。

亀山委員長：

整理して、次回お話しいただくことにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

吉田委員：

江戸時代に、「江戸名所図会」という、江戸の名所を、1830年代に刊行されて広く読まれていたものですが、そこには、小金井橋のところの小金井村のサクラということで既に名勝になっていて、その辺で小金井という名前はずっとついているのかなと私は思っております。でも、調べてくださればと思います。

亀山委員長：

ありがとうございました。

この談議をずっとやっていて、これで終わってしまうといけませんので。とにかく史跡とか名勝については、しっかり整理していただいて共有していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。では、よろしいですか。

ということで、9ページから18ページの施策の取組状況と現状についての部分で、御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

知花委員：

ものすごく単純なことなのですが、参考資料9ページの直壁状法面とオーバーハング状法面と傾斜状法面の分布というのが書いてあるのですが、それとこの史跡玉川上水整備活用計画の9ページを見ると、こっちも同じ分類があるのですが、なぜか直壁状とオーバーハ

ングが左岸、右岸で逆なのですね。これが何でだろうと。多分、定義は同じだと思うので、どっちかがひっくり返っているのか、あるいは何か判断が違うのか分かりませんが、今のこれですね。これで見ると、上に当たるのが左岸ですね。だから、直壁状で緑。南側がオーバーハング状ですけれども、9ページを見ると、左岸側、北の方がオーバーハング状で、下の方が直壁なのですね。現場の状況はどっちだったか、霜が下りるのが北の方、違う、南側か。

亀山委員長：

これは単純なことです、確認だけしていただければと思います。

事務局（経理部長）：

参考資料9ページの方が正しい状態を表しています。

知花委員：

分かりました。では、これが何か逆だったのですね。載っていたのが。

分かりました。こっちが正しいなら、特にそれ以上のことはないのですけれども。ありがとうございます。

亀山委員長：

樹木の調査をされていますけれども、ちょっとお聞きしたいのですが、樹木が生えている場所が、どこに生えているというところが、これは記録を取られていますか。当然取っているのでしょうけれども、法面に生えている樹木というのもありますし、それから法面の直上の法肩のところの樹木が法面を結構崩していますけれども、法面の直上から1メートルぐらいの範囲の中に生えている樹木は相当悪さをする可能性があって、その辺の樹木なのか、法面に生えている樹木なのか、それ以外のところに生えている樹木なのかによって、樹木の扱いは、かなり変えないといけないと思うのです。それは集計できるのでしょうか。

局内関係者：

調査を担当させていただきました、緑生研究所の松本と申します。

今回の資料には載せておりませんが、全ての樹木の位置をGPSで全て落として、図面上には、法面の肩、またはフェンスの近くと。そういったものの情報は、全て押さえてございます。その辺の図面は、既にこちらの方では作成しております。

亀山委員長：

そうすると集計も、例えば法面に生えているケヤキとか、法面に生えている何とかというふうな形でもって集計ができるわけですね。

局内関係者：

GISで全て管理してございますので、そこだけ抽出することはすぐにできます。

亀山委員長：

では、法面の崩落の問題を考えると、どんな木がどんなふうに悪さをしているかということを知るのには、資料として使えると思いますので、それはお出しいただくということでいいですね。

事務局（経理部長）：

次回の委員会で御報告させていただければと思います。

亀山委員長：

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

鶴田委員：

議事資料の9ページの保存整備のところ、平成25年度までに35か所の施工を完了して、令和4年度までに対策が必要になったところは36か所あったということで、この35か所プラス36か所については、問題なく補強ないしは施工が完了しているということでしょうか。

また、緊急的に15か所があるというところで、それは別のところになるのか、これまで整備をしてきたけれども、その整備方法にも課題があるということなのか、これまでの整備はうまくいっていて、対象の場所を拡大しなければいけないとか、それはどちらになりますでしょうか。

亀山委員長：

問題なくというのは、うまくいったかという意味合いですね。

鶴田委員：

はい。

亀山委員長：

技術的に非常に困難を極めたとかというようなことについて、この9ページにもうちょっと補足していただくと、どんなことになるのでしょうか。

事務局（事業推進担当課長）：

整備に関しまして、15か所と35か所プラス36か所ですか、整備計画でやったところが重複しているかというのはまだ把握できていないのですけれども、確かにこれが全てうまくいったかという、なかなか植生マットを敷いても樹木が根づかなかつたりというところも当然ありますし、外から雨水が流れ込んできてしまって、傷めてしまっているというところもございます。

また、もともと擬木柵ではなくて木柵工でやったところとかは、経年劣化で朽ちてしまっているところもございますので、そういうところは引き続き対策をしていかなければいけないのかなと考えております。

鶴田委員：

そうすると、その整備工法についても、現状に合わせて、もう少し改良なり検討が必要だということですね。

事務局（事業推進担当課長）：

そうです。

鶴田委員：

分かりました。

亀山委員長：

よろしいですか。ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

吉田委員：

後の方のことに関わるかもしれませんが、これまで作業説明会で住民説明がされているということには、本当に、実施していただいているよかったですと思うのですが、毎年の作業の、どういうルーチンで大体どういうことをされてきたのかという、これまでの維持管理のルーチン的なところを教えていただければと思います。

事務局（事業推進担当課長）：

作業説明会で行わせていただいている内容としては、この辺りの樹木伐採の話だとか草刈りの頻度であるとか、どの時期にやっていくのか、そういった内容を説明会でお話しさせていただいているほか、例えば、法面の工事が予定されているところを昨年度は御提示させていただいて、御説明させていただいたという状況でございます。

吉田委員：

実際にそういう特別に何か手を加えるというのではなくて、水道局の作業として毎年やっていらっしゃることというのを教えていただけますか。今の草刈りを大体のいつの時期にして、剪定をいつ頃にして、とかいう、そういうことです。

事務局（事業推進担当課長）：

草刈りについては、基本的には年2回ほどやっています。ただ、サクラの区間は日当たりが良好でございますので、頻度を上げて年3回実施するところも、部分、部分で分けてやっております。

あとは、樹木の伐採、剪定について、視認性が悪い、信号とか看板とかにかかっているところは剪定をすとか、そういったところは経常的に行われているところです。

あとは、枯損木、枯れてしまった木に目印をつけて伐採すとか、そういうこともやっております。

吉田委員：

では、年に何回かパトロールのようなことをされているかも、一応教えていただけますか。

事務局（事業推進担当課長）：

委託の会社がありまして、そこで週に1回、長い区間でございますので、区間を分けて巡回点検をしていたり、あとは、視察のときに御覧いただいたかもしれませんが、水衛所のようなスクリーンがあるところのごみの作業とか、枯れ葉が詰まってしまうと流れを阻害してしまいますので、そういった清掃作業とかも行っております。

あと、住民の方から御連絡いただいて、「ごみが落ちているよ」というところも、都度、御対応させていただいているという状況でございます。

吉田委員：

ありがとうございます。

知花委員：

今、樹木の管理の話でずっと来ていたので、ちょっとその延長上ですけれども、まず、参考資料の12ページに護岸損傷状況というので、いろいろなタイプの護岸とか、その損傷の写真一覧が出ていますのですけれども、そもそも、さっきの樹木ではないですけれども、この護岸の中には新しいものがありますよね。この「ネット被覆（化学繊維）」というのは、多分最近やられたものでしょうけれども、中には一体いつされたのか分からないような石積みもある中で、護岸の工事史というか、いつ頃何ができたかというのは、多分、古いのは不明だと思うのですけれども、新しいやつに関しては残っているのかどうか。この史跡の範囲の中にこういう護岸を造るのは、特に許可等なく、どういう段取りでこれをされてこられたのか、そこを教えてください。今後のところにも、多分、関わると思いますので。

亀山委員長：

これの工事をするときには、史跡だから現状変更の対象になるのかな。そうすると、教育庁はどんなふうに考えていますか。

事務局（経理部長）：

今の御質問で、史跡指定が平成15年（2003年）ですので、その前の整備とその後の整備というのは手続が違ってまして、史跡指定されますと、内容にもよるのですけれども、最終的には文化庁の許可が必要なので、市町村の教育委員会、都教委、そして文化庁という形で許可をもらう手続になっています。ただ、史跡指定の前ですとそういう縛りはなかったもので、その前後で扱いは変わっていると思います。

知花委員：

そのときは、水道局で「ここ、崩れているから」と言うので、「この工法でいこう」と言ったらできたということですか、2003年までは。

事務局（経理部長）：

できました。

知花委員：

今は崩れているやつとか、どの状態に戻すかにもよりますけれども、特にこの古い石積みだとしても、それ自体に価値があるのかないかとかということもあると思います。今後こういうものに手をつけるときに、そもそも地域の人との合意形成をどうするのかとかも問題になるかもしれません。どこまでを水道局の判断で直せるのか、許可が必要なのは分かりましたけれども、その辺がまた、今後どういう段取りで行くのか議論が必要だなというところでお伺いしました。

亀山委員長：

参考資料12ページの写真を見ていると、本当にいろいろな工法がいっぱいあって、史跡にふさわしい法面の工法は、もともとの素掘り感のあるような、難しいですけども、コンクリートではなくて何かそういうもので、決定版玉川上水法面工法みたいなものを開発しようとされないのですか。開発して、これからは史跡としての玉川上水は、こういう形でもって昔によく似たような工法で何とかやっていますとか。そういう方法に取り組んでいただけるといいように思うのですよね。まだ崩れたところはいっぱいあるし、これからやらなければならないところがたくさんあるわけでしょうけれども、そこがその都度、こういう工法はどうだろうというものを試みるのではなくて、何か決定的ないい工法を、今はないでしょうから開発していただいて、ずっと将来的にそれで史跡玉川上水をこうやって見せていただくというか、見ていただくという、そういう方向を少し考えていったらいいのかなと思うのですけれども、すみません。勝手なことを言っています。

事務局（経理部長）：

なかなか史跡ですと現状変更に限度があるので、その枠の中で工法を考えるということになるかと思いますが、その辺を含めて、私どもも考えたいと思いますし、御助言をいただければと思っていますところでございます。

知花委員：

ということは、今、委員長がおっしゃったみたいにコンクリートだとか、このフトン籠だとかも史跡なので、新しい工法で直すというのは現状変更になってしまうということですよ。こっちが現状なので。

事務局（経理部長）：

そうなります。

知花委員：

ということですよ。分かりました。ありがとうございます。

吉田委員：

今のことに関連して、この保存管理計画の冊子の76ページから改良の工法について、この書面ではいろいろな方法を提示しているのですよね。例えば、77ページの下のところだと、コンクリートで既に護岸工事されているところについては、木を伐採した上で、またコンクリートの護岸で直すという表現になっていたり、このときの計画で、これに沿って既にこういう形で、例えばコンクリートの壁面が潰れたところはコンクリートを打ち直しているとか、コンクリートが入っていてその上から擬似的な石積みをしているところは、またそういうふうに戻しているのか。今までどういうふうにしてきたのかだけ、教えていただけますか。今後はもちろんいろいろ考えなければいけないのですけれども、とりあえずこれまでのやり方です。

局内関係者：

私、維持管理の部署を担当しております、境浄水場の加藤と申します。施工の工法についてということで御質問があったかと思うのですが、現在、基本的な考え方としましては、現状の法面の勾配等をなるべく変えないようにというやり方を、今もって施工すると考えております。

資料の9ページに記述がございますけれども、法面保護工というところで、連続繊維補強土工という記述がございます。現在は、主にその工法です。要は、砂とポリエチレン繊維を混ぜたものを表面に吹き付けしまして、そちらの法面を固化させる。さらにその上に植栽、法面に植生をしまして、なるべく早期に植生を回復させるという工法で、現在は主にやっているという状況でございます。

ただ、場所によりましては、過去に対策を取った場所が、また柵の腐朽ですとか、そういったところで壊れてしまうと。あとは、法面自体が大規模に壊れてしまうということもございますので、複数あるような場所については従前の対策ではなかなか難しいのかなというところで、先ほど話があったように、蛇籠みたいなものを使うとか、そういった工法を取っているところもございます。

あと、崩落の規模が比較的小規模な場所でありまして、木柵を使って土留めをするという形の工法を取ってございます。基本的には、そういった土留めの対策を施した上に植栽、植生をして、なるべく早期に回復させるという対策を取ってございます。

以上です。

亀山委員長：

何かもっと決定的にいいものを考えつくというような、そういう新しい技術開発というか、いかにも素掘りの法面みたいな感じに見えるような、玉川上水らしい法面の整備の仕方というのを、少し時間をかけて開発されるということも必要なような気がします。私の感想です。

この間の18ページまででございますけれども、ほかにはいかがでしょうか。

鶴田委員：

今回が初回の委員会で課題の把握までが議題と伺っている中で、特にヤマザクラの2キロ区間、そこから先、名勝までを含めると6キロ区間になるかと思うのですが、ここの整備については地域の方々から多様な意見が出て、整備方法というのを逡巡している区間があると伺っております。

こちらを考えるには、名勝区間の中ですので、こちらはフェンスの外の緑道も含めての管理をもちろん考えるということになるかと思うのですが、そういった場合、法面ではない法肩及び緑道というのは、生物多様性的に考えると一体として考えなければいけない場所になってくると思うのです。

そういったところで、地域の方々からもいろいろな意見が出ているかと思うのですが、現在、第2回以降の委員会の計画の中でいろいろな生物の調査結果が出てくるのが、委員会の進行とともに出てくるということになるのですが、今、分かっている生物状況というのはなるべく早く共有いただく必要があると思います。そうでないと一体として生物多様性をどう配慮したり、どう保存していくかということを検討しにくいのです。

結局、法面の整備の工法を考えるにも、後から整備をしたところに植生を戻していくというのを考えるにも、緑ということだけで考えるのではなく、生物多様性上は植物だけでなく、そこにすむ土壌生物から昆虫から鳥類から水生生物から、全て一体として考えなければいけないので、そういう意味では、例えば、小金井市で行われている調査ですとか、市民の方々や団体の方々がそれぞれやっているものも、うちの調査ではこういうものがこういう季節には見られるみたいな情報をとってもらったと持ちださないと。今、こちらで現況行っている調査は1年かけてやるわけですが、どうしても断面的に一部のものになっていくと思うので、できるだけそういう皆さんが、今、おやりになっているものを統合して補完して、俯瞰して見られるような状況にして、この計画を考えていかないと、限られた資料の中で「生物多様性にこういう配慮をして計画しました」と言っても地域の方々から納得しないという状況が、また繰り返される可能性というのはすごくあると思うのです。

そういう意味では、パートナーシップとか協働というのを計画の中でもうたう以上は、なるべくこの委員会に、皆様のそういう共有財産である調査結果や知見を持ち寄っていただく。ないしは、そういう御意見を出していただくステージを、できるだけ早い段階で出していただきたいなと思います。

亀山委員長：

ありがとうございました。

この資料の21ページには、現在、調査はこんなふうにやっていますというのは載っているのですよね。植物については、早いものは1から3月までで終わっていて、それから植物調査というのが秋まであるのですか。でも、その他の生物、動物に関する調査は冬までかかるということで、今、鶴田委員が御指摘いただいたように、ここで議論をするのに、少し間に合わない可能性もあるわけです。

もう一つは、いろいろな方々が調査をしているかもしれないので、そういったものが得られるならば、参考にしながら議論していくということも、可能だろうなということでございます。いかがでしょうか。

事務局（経理部長）：

まず、私どもがやっている調査につきましては、都度都度取りまとめ次第、御提供させていただければと思います。

それと、今、御指摘のありました、地元自治体だとか住民の方が調査されているその結果につきましては、できるだけ取り入れる形で、地元の自治体とも調整が必要でございますので、その上でできるだけ御提供させていただければと考えております。

鶴田委員：

建設局もある程度お持ちだと思うので、ぜひ出していただけるとありがたいです。

亀山委員長：

よろしいですかね。

それでは最後になりますけれども、計画改定の方向性について、19ページから22ページまでのところで、御意見をいただければと思います。よろしくお願ひします。

この計画改定と言っているのは、史跡玉川上水整備活用計画の改定ということだそうでございます。これを改定するのについての考え方とか、どんな調査が必要かということについて、御意見をいただきたいということでございます。

これは、20ページに一応の目安が令和5年、6年と書いてありますけれども、場合によっては遅れるかもしれないということもあるかなと思うのですが、大体こんなスケジュールでやりたいということでしょうか。

事務局（経理部長）：

このスケジュール表自体が、まだ若干ぼんやりとしたところもございますけれども、委員会の中でいろいろな御議論があらうかと思っておりますので、そういうことも踏まえながら進めていきたいというふうに考えております。

一応、計画案につきましては、令和6年中にはまとめたいと考えておりますけれども、先生方ともいろいろ議論しながら進めていきたいと考えているところでございます。

亀山委員長：

ありがとうございました。

参考までに、令和5年とか6年というのは年度なのですか、年なのですか、これは。

事務局（経理部長）：

こちらは暦年のつもりで書いてあります。

亀山委員長：

暦年で書いてある。そうですか。分かりました。

吉田委員：

三つほどあるのですが、一つはこの計画の改定の方向性ということで最後の22ページの(4)論点の事項なのですが、先ほど最初に亀山先生からもおっしゃっていた、緑道やその周辺のところの、ある意味ではバッファゾーン的なところ、緩衝地帯についての事項が全然載っていないということが、大きな問題かと思いました。

他の先生もおっしゃっていますように、史跡の範囲と緑道や用地が一体となって、市民の方にとっても、そもそも玉川上水の存在そのものも考えなくては、切り取って史跡の範囲内だけではなかなか議論できないので、緑道やその周辺環境という問題を事項の一つ加えていただきたいというのが要望です。

それから、保存整備と活用整備という表現で、上位計画である保存管理計画書というのは、うたっている理念や書かれている事柄は非常に素晴らしいものだと思って読んでいたのですが、一つ心配しているのが、それにもかかわらず、多分、保存整備のあり方で、住民の方たちとなかなかうまくまとまらない形で御意見をいただいているというところもあるかと思うのですね。

ですから、大きな理念としては素晴らしいものだと思うのですが、上位計画でうたう時、これまで行ってきたところで、何が問題だったのか。実施の過程で問題があったとすれば、そこがどういう点なのかというのを整理していただいて、今後、それを繰り返さないために、今回の改定版では、実施計画としてどこに留意しながら立てていくのかというところを明記できるようにしたい、というのが2点目です。

3点目ですけれども、活用整備に関わる部分ですが、保存管理計画書ではビジターセンターなどの設置という表現がありまして、このビジターセンターというのはガイダンス施設のことを言っているのではないかと思うのですが、そのようなものが実際設置されたと言えるのか、あるいは、もしないなら、それに代替するものをどう考えておられるのか、というのが3点目です。そちらも知りたいところです。もし、今、即答していただけるのであれば、3点目は即答していただければと思います。よろしくお願いします。

亀山委員長：

3点ございましたが、よろしくお願いします。

事務局（経理部長）：

順番にお答えいたします。

1点目は、緑道も含めたバッファゾーンのところも大事なことで、含めるべきではないかということで、これは論点として加えさせていただければと思います。

2点目につきましては、理念は理念として、実際の進め方、やり方についての御指摘だと思いますけれども、今の計画でも進め方のプロセスは若干書いてあるのですが、今回の計画では、進め方についても、より詳しく盛り込んでいきたいと思っております。

3点目のビジターセンターについては、設置しておりません。こちらの保存管理計画書には書いてあるのですが、今の中流部を対象としたこの整備活用計画では、当面の喫緊の課題として、これを策定した当初は法面の問題であるとか樹木の問題に焦点を当てたので、そこまでは書けなかったという状況がございます。

活用整備につきましては、結局、この史跡を住民や都民の皆様により広く知らせて、身近なものとして活用していただくということですので、その目的に沿ったものを今回も考えていきたいと考えています。この保存管理計画書ができたのが19年3月、今から16年前のものでございますので、その中でICTなどの技術も進歩していますので、そういったことも踏まえながら、活用整備の内容については考えていければと思っております。

吉田委員：

お答えいただいた点で、2点目の、進め方について詳しく書くという点はもちろん必要なのですけれども、何が問題だったのかというところの反省点は、やはり整理しておいた方がいいのかなと思いますので、そこはちょっと追加していただければと思います。

事務局（経理部長）：

かしこまりました。

吉田委員：

3点目の活用整備ですけれども、活用という言葉の使い方ですが、事前の御説明をいただいたときもそれを申し上げたのですが、活用整備と言うときの「活用」は、史跡の本質的な価値、これがなぜ日本の歴史の中で必要なのか、重要なのか、史跡指定された理由、つまり史跡が持つ日本の歴史上の価値というものを、住民の方、あるいは市民の方に理解していただく、そのために活用整備をする、そこが重要だと思うのです。感覚的に歴史的なものを体感してもらおうとか、そういう漠然としたことではなくて。

ですから、この玉川上水の本質的価値というのは一体何で、それをどう活用していくのか、活用によってどのような価値を示していくのかまず考えるべきだと思います。こういうことで意識を共有させていただければと思っております。よろしくをお願いします。

亀山委員長：

ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

鶴田委員：

22 ページの中で、今の歴史的価値というお話にならび、生物多様性に配慮した植生管理の考え方というのが植生管理という項目であるのですけれども、課題として、ナラ枯れとか台風倒木も含めて植生の管理をしていくというのは確かに課題ですけれども、論点としては、水と緑があるところを植生管理という概念ではなくて、生物多様性保全というふうに変えて管理方法を考えなければいけないと思うのです。東京都の生物多様性地域戦略でも、緑計画だったものを生物多様性保全というところで、全て計画を立てていますので。

こういった言葉の使い方としても、例えば、「樹木対策」みたいなのは、樹木がちょっと悪者に見えるというか、こういう生物多様性保全の考え方、もちろん対策なのですけれども、外来生物の対策とちょっと似たような感触に映る言葉なのです。こっちは「樹木管理」とかでいいと思います。植生管理は、生物多様性保全に深くかかわることで、「配慮」というのも、今私も非常に力を入れて理解を新たにならしていただこうとしていることです。国際的にも生物多様性については、この間のG7サミットでも話題になっており、生物多様性は「配慮」というレベルを超えて、生物多様性を「回復」させる。マイナスだったものを、ゼロではなくてプラスにするというところに世界的な目線が行っております。玉川上水というのはこれだけの歴史的価値のおかげで、水と緑の回廊として、ずっと水道の歴史とともに保全されてきた。その結果、とても生物多様性の豊かな管理ができたというふうには持つていくためには、そういった、植生管理というところから、生物多様性管理というふうに変換していただきたいなと思っています。それが、史跡としての価値をより高めることに必ずつながると思いますので、そういう観点で整理していただければと思います。

もう1点だけ。少し、文化財的にできることとできないことというものの整理をいただくと、ありがたいと思うのですが。整備活用計画の20 ページのところ、かつて計画されたときのヤマザクラの補植の位置関係が書いてありますが、今、これに沿って、640メートルから2キロのところは両岸サクラの補植がメインとなっていると思うのですけれども、文化財の名勝的に、例えばですけれども、極端な話、右岸はサクラだけでも左岸は在来植生みたいな管理ができて名勝でいられるのかとか、また、サクラが大半であるけれども、もっと在来植生を間に入れていくことができたりするのか。

それから、もっと極端に言ってしまうと、サクラの樹勢が弱って、名勝区間であってもサクラがかなり劣勢になってしまっている状態であっても、名勝のままですらわれるのか。例えば、それ

が武蔵野の面影を残す非常によく管理された雑木林の空間として、今や本当に貴重な生物多様性空間なのですね。そういった区間でも、つまり6キロの名勝区間を、統一した管理でなくゾーニングみたいなことをして、実際現状も、640メートルをモデル区間という感じでやっていると思うのですけれども、そういうふういろいろなタイプを考えながら、それも自治体の皆さんと相談しながらできるという柔軟性があるのかということ、教えていただきたいです。かなり画一的に計画立てていかなければいけないのか、ある程度そういう地域の方々の意見を聞きながら、そういう柔軟な管理策をいくつかのタイプにして管理していくことができるのかというのは、整理いただけるとありがたいです。

亀山委員長：

それは、この場で議論すればいいことではないかなと思います。つまり、どういうふうになさっていくのかということをお質問なさったけれども、御質問に答えるということではなくて、この場はそういうことを考える場ではないかとも思いましたけれども、どうでしょうか。

事務局（経理部長）：

今、二つお話しいたしまして、1点目の植生管理ではなくて生物多様性保全ではないかという御指摘ですけれども、そういった観点で論点を組み立てたいと思います。

2点目につきましては二つお話があるかと思ひまして、一つは、今、先生がおっしゃったのは、名勝区間に指定されていてもそういったゾーニングをやって差し支えないのかという御質問なのかなと思ひましたけれども、これについては制度面でございますので、確認させていただきます。

それと今、委員長がおっしゃられたのは、そのゾーニングをするとして、どんなゾーニングをしていくのかは、まさにここで議論する内容ではないかというお話だったと思うのですけれども、それは、この場でこれから議論していただければと考えております。

制度面については、私どもの方で調べます。

亀山委員長：

そのほか、どうでしょうか。

石飛委員：

多少重複すると思ひますけれども、先ほども先生がおっしゃったように、どの時代の文化財なのかということが原点にあるとして、それが、それこそ本当に江戸時代なのか、それとも昭和40年までの淀橋浄水場に流していたときなのかということは、これはこれとして大事な論点だし、これはまたこの委員会で勝手に決めるわけにいかないと思ひます。

併せて、例えば、これも先ほど知花先生がおっしゃった、護岸の損傷をどうやって直すかというので、そのときそのときに最適だと思ひた方法で直して、これが現状であって、これが史跡ですということになっているというのが現状だと思ひますけれども、本当は江戸時代に戻すのがいいという議論もあると思ひますけれども、ただ、これをまた全部それに戻すことは不可能に近いと思ひますけれども、より史跡の価値を高めるというのであれば、この10年では絶対にできないと思ひますけれども、長い時間かけて、こういうことを江戸時代に造ってくれて、私たちの生活の基礎になったんだねということを見えるようにするという長期計画、ビジョンがあつて、その上でこの10年どこまでするかということも大事な視点だろうと思ひます。

今、いろいろ歴史的な財産としての価値と、それから、これからやるべき整備としては、安全、また水路の保全という面からやらなければいけないこともある。それから、先ほど鶴田先生がおっしゃったように生物多様性ということ。それから地域の住民にとってはそれに加えて、景観、それから親水性、緑への親しみやすさ、それからサクラがある。こういうもの全ての完璧な答えというのは多分ないと思ひますけれども、それを地域の住民の方々、もっと言えば玉川上水は日本全体の財産ですので、そういうことも幅広くコメントをいただきながら、この時点ではこれが一番いいのではないかという解を見出していくというのを、この計画改定の方向性の一つの考え方として持っていかなければ、この10年で全ておしまいということではないと思ひますので、長い目で水道局がどう管理していくべきなのか。財源も当然伴いますので、そういうことも考えていくという意味では、課せられた我々への仕事は非常に重いと思ひますけれども、我々だけで

事務局（浄水部長）：

今の件につきましても、我々の方でもある程度は検討していますので、当然おっしゃった意見も踏まえて、無駄にならないようにということは、一応バックとして考えていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

亀山委員長：

ありがとうございました。

そろそろ終了予定の時間に近づいてまいりましたが、文化庁からもリモートで御出席いただいておりますので、何か御意見があればいただきたいと思っております。

今日は、史跡と名勝と両方の御担当の文化庁の調査官に御出席いただいているわけですね。では、まずは、史跡の方から、御意見いただければと思います。よろしく願います。

文化庁（史跡部門主任文化財調査官）：

史跡部門の渋谷と申します。よろしく願います。

大変活発な御議論をいただきまして、ありがとうございます。冒頭に既に議論がありましたけれども、史跡の指定範囲の件は私でも分かりかねるところもありますので、庁内の資料を探してみたいと考えております。

また、この玉川上水の本質的価値というのをきちんと見定める必要があるのだろうなというところがございます。今回、この計画というのは、玉川上水の中流域の整備活用というところですが、玉川上水全体では保存管理計画という形で作ってはいるのですけれども、もう一度見直す必要があるのではないかなという感想を、今回の議論を聞きながら抱きました。

また、今回は、特に中流域の、主に史跡範囲にも関連するのですけれども、流域、水路、そういったところをメインに法面、それに関連する植生、もちろん生物多様性という話題があがったかと思っております。

加えてあともう一つ、東京都からいろいろと相談いただいている中で、都市計画の中で、玉川上水に橋が架けられていくということもございます。そういういろいろな側面があって、そういったところを、今回のこの会議というか計画では、議論のテーマからは外れていくこともあるかと思っておりますが、もう一度、玉川上水全体を考えていくことは必要なのではないかなという感想を抱きました。

史跡、私の方では以上でございます。

亀山委員長：

ありがとうございました。

それでは、名勝の平澤調査官、願います。

文化庁（名勝部門主任文化財調査官）：

三つほどお話ししたいと思っておりますけれども、まず、今回、玉川上水の根本的なお話の御議論だと思っておりますが、この会議体の議論の限界というのがあると思っております。今、これは、玉川上水を現状で管理している東京都水道局が事務局をして、東京都水道局が自分の管理するものについて、積極的な文化財としての整備・活用をしていくのに際してどうかと。

これは、平成19年に作った保存管理計画書についても、東京都水道局が事務局になってやっているのですけれども、今回、先生方に御議論いただいた話は、様々なステークホルダーを交えて、基本的には、ほかの史跡とか名勝の保存管理計画、保存活用計画や整備計画は、その所管する地方公共団体が様々な機関との調整においてやるという性格があるのですけれども、そういう意味で、この史跡玉川上水の保存管理計画、それから整備活用計画については、取扱いがほかとはちょっと変わっているというところがあります。ですから、広く御議論いただくのは全く問題ない、むしろそうしていただいた方がいいと思っておりますけれども、それを今、この会議体では、事務局が受け止め切れない範囲を、結構本質的なところを御議論いただいたということがあります。

それから、冒頭、亀山委員長から指定地のあり方について御示唆いただきましたけれども、平成15年、16年の史跡の指定のときは、私もそのときいましたけれども、史跡の担当ではなかったのですが、恐らく、東京都水道局が所管をして同意を取れる範囲で指定をし

たということだと思います。ですから、柵の内の水道局の現状の所管範囲が史跡の範囲になっていると。大正 13 年から名勝に指定している区間については、その幅までやったということだと思います。

この件については、今回、東京都水道局でこの会議体を立ち上げられたのは、整備活用計画の改定ということです。整備活用計画というのは、事業の計画だという位置づけになるのですね。ですから、史跡の渋谷主任からもありましたけれども、今あったような御議論を根本的に見直す場合には、もっと違った会議体を組織してやらないと、先ほどのいろいろされた御議論を深めて実施していくのが非常に難しいということがあります。

それをどうするのかということは、また考えていただければと思うのですが、この事業計画としての整備活用計画を見直すという議論を続けるのか、平成 19 年 3 月に作った保存管理計画書を、今日的な保存活用計画として、いろいろなステークホルダーの連合体で事務局を形成してやるかということころは、一つ根本的なこととしてあります。

今、全区間のうちの 18 キロについての事業計画を対象にしたのがこの整備活用計画ですから、タスクとしてはこれまで、平成 21 年 8 月以降実施してきた実績の具体的なもの、今、御説明いただいた資料は、例示的にこんなことをやりましたよという説明なので、どこのポイントでどれぐらい事業が進んでいるかというのが、今、地図に落ちていないので、そういう作業をしていかなければいけないと思います。

それが根本的なお話で、冒頭言いましたけれども、この会議体で議論できる範囲というのは限界があるということ、まず、委員会に認識いただければと思いますし、もし、これで足りないということであれば、この会議体そのものを改造することを考えないといけないということがあります。

それから整備のことで、どの時点を指標とするかとか、例えば、先ほど委員長から、こういう雰囲気やろうよという決定版的な技術開発というのも要るのではないかといいましたけれども、基本的に玉川上水は、いわゆる生きている遺産の類いですので、活動を完全に終えた考古学的遺跡とは取扱いの考え方が異なります。

もう一つ、全長 40 キロ以上にわたりますから、それぞれの場所でやられた仕事も同じではありませんので、基本的には、その場所場所の状況とか遺構等に応じた取扱いをどうしていくか、というスキームを議論しないといけないということがあります。大きく言えば、遺構として往時の在り方を見せる場所と、それから、史跡としてふさわしい修景はどうあるべきかと。こういうことをよく整理をしていく必要があると思います。

それから最後、名勝に関することで、先ほど指定名称の件について御質問がありましたけれども、基本的には、これは花の名称ということで指定をされています。小金井は大正 13 年に指定をされていますけれども、戦前にこの類いのものがいくつかされていて、その場所の名前と、何の名所かということで、例えば、群馬県の三波川はサクラの名所で「三波川（サクラ）」となっていますし、岐阜県の霞間ヶ溪も「霞間ヶ溪（サクラ）」と。こういう類いがいくつかあります。そういう名前のつけ方になっています。ですから、小金井という場所がサクラの花の名所だよという名前のつけ方が、あと 10 件ほどそういう名前のつけ方をしているものがありますので、御参考までにお伝えします。

亀山委員長：

ありがとうございました。

簡単に結論が出るようなお話ではございませんので、今後の課題とさせていただきます。ありがとうございました。

いかがでしょう。特に御発言がなければ、時間でもございますので、この辺で本日のお話は終わりにしたいと思います。よろしいですかね。では、そのようにさせていただきます。

本日の討議につきましては、これで終了させていただきます。

以上